

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	148
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	148
道警察本部告示	
○警察署分庁舎の設置	148

目次

規 則	
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則	130 (科学技術振興室)
訓 令	
○宅地料の算定基準の一部を改正する訓令	131 (総務部総務課)
告 示	
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定	131 (環境政策課)
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定	132 (環境政策課)
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定	132 (環境政策課)
○家畜伝染病検査の命令(3件)	132 (畜産振興課)
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	137 (治山課)
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	137 (治山課)
○土地収用法による土地の立入りの通知	138 (建設部総務課)
○土砂災害警戒区域の指定	138 (維持管理防災課)
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	139 (維持管理防災課)
○建設業者に対する監督処分	140 (建設管理課)
○特定調達契約に係る落札者等の公示	141 (調達課)
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	141
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)	141
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)	144
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	145
○特定調達契約に係る資格の公示	145
○特定調達契約に係る入札の公告	146
○特定調達契約に係る落札者等の公示	147
道監査委員告示	
○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正	147
道人事委員会規則	

規 則

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則
北海道立工業技術センター管理規則(昭和61年北海道規則第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表3の項を次のように改める。

3 削除		
------	--	--

別表第1の1の事項の表10の項を次のように改める。

10 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表12の項を次のように改める。

12 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表19の項及び20の項を次のように改める。

19及び20 削除		
-----------	--	--

別表第1の1の事項の表24の項を次のように改める。

24 ネットワーク・アナライザー	3,200円	760円
------------------	--------	------

別表第1の1の事項の表26の項を次のように改める。

26 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表28の項を次のように改める。

28 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表43の項を次のように改める。

43 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表59の項を次のように改める。

59 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表63の項を次のように改める。

63 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表65の項を次のように改める。

65 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表68の項を次のように改める。

68 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表75の項を次のように改める。

75 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表79の項を次のように改める。

79 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表95の項を次のように改める。

95 削除		
-------	--	--

別表第1の1の事項の表140の項を次のように改める。

140 削除		
--------	--	--

別表第1の1の事項の表143の項を次のように改める。

143 削除		
--------	--	--

別表第1の1の事項の表187の項を次のように改める。

187 削除		
--------	--	--

別表第1の1の事項の表206の項及び207の項を次のように改める。

206及び207 削除		
-------------	--	--

別表第1の1の事項の表209の項及び210の項を次のように改める。

209 スパッタ装置	2,450円	990円
------------	--------	------

210 削除		
--------	--	--

別表第2の1の事項の表24の項を次のように改める。

24 削除		
-------	--	--

別表第2の1の事項の表26の項を次のように改める。

26 削除		
-------	--	--

別表第2の1の事項の表28の項を次のように改める。

28 削除		
-------	--	--

別表第2の1の事項の表30の項を次のように改める。

30 削除		
-------	--	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令

公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（借受物件の公宅料の額の調整）

第10条の2 借受物件である公宅については、当該借受物件の賃料が居住施設管理者が定める借受限度額を超える場合には、第2条から前条までの規定により算定して得た額に当該借受限度額を超える額を加算して得た額を公宅料の額とする。

第11条第3項中「前条」を「第10条」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第183号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（音更町及び本別町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

「環境推進課」を「環境政策課」に改める。

(「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第184号

昭和63年北海道告示第315号(騒音規制法に基づく規制地域等の指定)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図(遠軽町、音更町及び本別町の地域に係る部分に限る。)を次のように改める。

「環境推進課」を「環境政策課」に改める。

(「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第185号

昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図(遠軽町、音更町及び本別町の地域に係る部分に限る。)を次のように改める。

「環境推進課」を「環境政策課」に改める。

(「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第186号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 牛のブルセラ病及びヨーネ病(搾乳牛)

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

長 沼 町 平成29年5月29日から同年7月14日まで

千 歳 市 同 4月3日から同年6月23日まで

黒 松 内 町 同 4月3日から同年6月30日まで

蘭 越 町 同

豊 浦 町 同 4月3日から同年5月2日まで

七 飯 町 同 4月3日から同年6月16日まで

鷹 栖 町 同 4月3日から同年7月14日まで

比 布 町 同

上 富 良 野 町 同

中 富 良 野 町 同

遠 別 町 同 4月3日から同年5月31日まで

猿 払 村 同 4月3日から同年7月7日まで

美 幌 町 同 4月3日から同年6月30日まで

津 別 町 同 4月3日から同年7月31日まで

清 里 町 同 4月3日から同年8月31日まで

訓 子 府 町 同 6月1日から同年9月29日まで

滝 上 町 同 8月1日から同年11月30日まで

帯 広 市 同 7月31日から同年11月17日まで

新 得 町 同 4月3日から平成30年2月9日まで

清 水 町 同 4月3日から同年7月14日まで

広 尾 町 同 4月3日から同年9月15日まで

豊 頃 町 同 5月15日から同年12月15日まで

足 寄 町 同 4月3日から平成30年3月31日まで

陸 別 町 同

浜 中 町 同 8月1日から平成30年3月31日まで

白 糠 町 同 5月1日から平成30年3月31日まで

釧 路 市 同 5月1日から同年9月30日まで

別 海 町 同 4月3日から平成30年3月31日まで

中 標 津 町 同

標 津 町 同

羅 白 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のま

ん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のブルセラ病及びヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

黒 松 内 町 平成29年4月3日から同年6月30日まで

蘭 越 町 同

鷹 栖 町 同 4月3日から同年7月14日まで

比 布 町 同

上 富 良 野 町 同

中 富 良 野 町 同

天 塩 町 同 7月3日から同年8月31日まで

浜 中 町 同 8月1日から平成30年3月31日まで

白 糠 町 同 5月1日から平成30年3月31日まで

釧 路 市 同 5月1日から同年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛の結核病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

島 牧 村 平成29年4月3日から同年5月31日まで

登 別 市 同 4月3日から同年5月19日まで

洞 爺 湖 町 同

新 冠 町 同 8月1日から同年10月20日まで

美 深 町 同 4月3日から同年7月14日まで

中 頓 別 町 同 7月18日から同年9月1日まで

美 幌 町 同 4月3日から同年6月30日まで

津 別 町 同 4月3日から同年7月31日まで

清 里 町 同 4月3日から同年8月31日まで

訓 子 府 町 同 6月1日から同年9月29日まで

滝 上 町 同 8月1日から同年11月30日まで

帯 広 市 同 7月31日から同年11月17日まで

新 得 町 同 4月3日から平成30年2月9日まで

清 水 町 同 4月3日から同年7月14日まで

広 尾 町 同 4月3日から同年9月15日まで

豊 頃 町 同 5月15日から同年12月15日まで

足 寄 町 同 4月3日から平成30年3月31日まで

陸 別 町 同

浜 中 町 同 8月1日から平成30年3月31日まで

白 糠 町 同 5月1日から平成30年3月31日まで

釧 路 市 同 5月1日から同年9月30日まで

別 海 町 同 4月3日から平成30年3月31日まで

中 標 津 町 同

標 津 町 同

羅 白 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 牛の結核病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

美 深 町 平成29年4月3日から同年7月14日まで
 天 塩 町 同 7月3日から同年8月31日まで
 浜 中 町 同 8月1日から平成30年3月31日まで
 白 糠 町 同 5月1日から平成30年3月31日まで
 釧 路 市 同 5月1日から同年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

5 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
長 沼 町	平成29年5月29日から同年7月14日まで
黒 松 内 町	同 4月3日から同年6月30日まで
蘭 越 町	同
七 飯 町	同 4月3日から同年6月16日まで
鷹 栖 町	同 4月3日から同年7月14日まで
比 布 町	同
上 富 良 野 町	同
中 富 良 野 町	同
留 萌 市	同 5月1日から同年6月30日まで
増 毛 町	同
小 平 町	同
猿 払 村	同 4月3日から同年7月7日まで
美 幌 町	同 4月3日から同年6月30日まで
津 別 町	同 4月3日から同年7月31日まで
清 里 町	同 4月3日から同年8月31日まで
訓 子 府 町	同 6月1日から同年9月29日まで
滝 上 町	同 8月1日から同年11月30日まで
大 樹 町	同 4月3日から同年6月2日まで
浜 中 町	同 8月1日から平成30年3月31日まで

白 糠 町 同 5月1日から平成30年3月31日まで
 釧 路 市 同 5月1日から同年9月30日まで
 別 海 町 同 4月3日から平成30年3月31日まで
 中 標 津 町 同
 標 津 町 同
 羅 白 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

6 馬伝染性貧血（一般馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
岩 見 沢 市	平成29年4月1日から同年6月30日まで
南 幌 町	同
美 唄 市	同
滝 川 市	同
芦 別 市	同
千 歳 市	同 6月5日から同年7月31日まで
石 狩 市	同
小 樽 市	同 6月1日から同年8月31日まで
赤 井 川 村	同
室 蘭 市	同 6月19日から同年8月10日まで
伊 達 市	同
む かわ 町	同
平 取 町	同 4月1日から同年8月31日まで
新 ひ だ か 町	同
函 館 市	同 4月10日から同年7月14日まで
江 差 町	同 5月15日から同年7月31日まで

奥尻町	同	
富良野市	同	4月3日から同年8月18日まで
東神楽町	同	
愛別町	同	
上富良野町	同	
中富良野町	同	
南富良野町	同	
占冠村	同	
紋別市	同	4月3日から同年5月31日まで
興部町	同	
西興部村	同	
鹿追町	同	4月3日から同年9月29日まで
清水町	同	
芽室町	同	
更別村	同	
大樹町	同	
広尾町	同	
幕別町	同	
豊頃町	同	
足寄町	同	
浦幌町	同	
釧路町	同	4月24日から同年10月31日まで
標茶町	同	
別海町	同	4月3日から同年9月30日まで
中標津町	同	
標津町	同	
羅臼町	同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

7 馬伝染性貧血（種雄馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

千歳市	同	平成29年6月5日から同年7月31日まで
石狩市	同	
小樽市	同	6月1日から同年8月31日まで
赤井川村	同	
函館市	同	4月10日から同年7月14日まで
富良野市	同	4月3日から同年8月18日まで
東神楽町	同	
愛別町	同	
上富良野町	同	
中富良野町	同	
南富良野町	同	
占冠村	同	
羽幌町	同	7月1日から同年8月31日まで
天塩町	同	
鹿追町	同	4月3日から同年9月29日まで
清水町	同	
芽室町	同	
更別村	同	
大樹町	同	
広尾町	同	
幕別町	同	
豊頃町	同	
足寄町	同	
浦幌町	同	
釧路町	同	4月24日から同年10月31日まで
標茶町	同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

8 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
由仁町	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
新得町	同 5月15日から同年11月2日まで
清水町	同 5月15日から同年8月10日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

9 腐蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
札幌市	平成29年4月3日から10月31日まで
北広島市	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成27年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把

握するための検査を受けることを命ずる。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域及び実施の期日

実施する区域 実施の期日
 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
 北海道一円。ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

し、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域 実施の期日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北海道 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する家畜で、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 起業者の名称 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 2 | 事業の種類 | 北海道新幹線建設工事及び附帯工事 |
| 3 | 立ち入ろうとする土地の区域 | 北斗市市渡、村山及び中山
檜山郡厚沢部町字峠下
二海郡八雲町上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎及び黒岩
山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩
寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
磯谷郡蘭越町字川上
虻田郡豊浦町字新富
虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、 |

北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広

余市郡仁木町字尾根内

余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合

余市郡余市町字栄町

小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町

札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富岡、富岡6条4丁目、富岡5条4丁目、富岡4条4丁目、富岡4条3丁目、富岡3条3丁目、富岡2条3丁目、富岡2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目

札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒9条12丁目、発寒9条11丁目、発寒9条10丁目、発寒9条9丁目、発寒8条5丁目、発寒7条5丁目、発寒7条4丁目、発寒6条4丁目、発寒6条3丁目、発寒5条3丁目、発寒5条2丁目、発寒4条1丁目、発寒3条1丁目、琴似4条1丁目、琴似3条1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目

札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目及び北3条東10丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立入期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北海道告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
管理小屋の沢（I-04-0870）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
樺戸郡月形町字ボンベツ（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内1（I-1-358-895）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ブイダウス山ノ上、字ニノ目沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内2（I-1-359-896）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ブイダウス山ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内3（I-1-360-897）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字横澗（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内4（I-1-361-898）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字横澗（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内12（I-1-368-905）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字川向、字川向新道、字焼場ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内14（I-1-370-907）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字川向、字川向山ノ上、字ヘルカ石、字ジロクサシナイ、字マキフキ、字ポロシマ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内15（II-1-140-693）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字トラセ、字ポロシマ（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内16（Ⅱ-1-141-694）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ポロシマ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内17（Ⅱ-1-142-695）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ポロシマ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東泊津の沢川（Ⅱ-34-1260）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字大富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
万揃4号川（Ⅱ-34-1270）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字大富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠東町（Ⅰ-3-372-2012）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字東町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠高江3（Ⅱ-3-233-1406）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新冠高江4（Ⅱ-3-234-1407）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
新冠郡新冠町字高江（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成29年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成29年3月3日

2 処分を受けた者

- (1) 商号及び代表者の氏名 愛国産業有限会社 平田 忠昭
(2) 主たる営業所の所在地 釧路市中鶴野6番15号
(3) 建設業の許可の番号 (般-27) 釧第2707号
3 処 分 の 内 容 許可の取消し
4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第195号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油（JIS1種1号） 844,000リットル
2 落札を決定した日
平成29年2月24日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 サンシン油業株式会社
(2) 住 所 札幌市西区西町北3丁目3番1号
4 落札金額
49,80円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成29年1月10日付け北海道告示第26号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月17日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
(1)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供

給を含む。） 一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 3台及び1月当たり58,535枚

- (2)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供
給を含む。） 一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 8台及び1月当たり174,427枚

2 落札を決定した日

平成29年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社大和商会

(2) 住 所 岩見沢市6条東3丁目

4 落札金額

(1)ア 3台1月当たりの単価 3,000円

イ 1枚当たりの単価 0.78円

(2)ア 8台1月当たりの単価 2,400円

イ 1枚当たりの単価 0.63円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月27日付け北海道空知総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道渡島総合振興局告示第49号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月17日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借 1台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成29年7月3日から平成34年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年3月17日（金）から同年4月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号
会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

- (2) 入札日時 平成29年4月11日（火）午後1時30分（送付による場合は、4月10日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年2月21日付け北海道渡島総合振興局告示第30号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 11, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than April 10, 2017)
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道上川総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月17日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ 7,500枚
フルカラー4,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年6月1日から平成34年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年3月17日（金）から同年4月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局南部森林室管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局南部森林室管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階203号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局南部森林室管理課）

(2) 入札日時 平成29年4月28日（金）午前10時（送付による場合は、同月27日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借 11台

(2) 予定時期 平成30年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局南部森林室管理課のホームページ (http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/sr/nsr/kannri/nyuusatu/nyuusatukanri.htm) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号) 第151条第1項の規定により定めたそる。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額 (各入札金額 (単価) にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額) が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局南部森林室管理課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5998

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a color copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 28, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 27, 2017)
- C Contact : Management Division, Office of South Forestry Manegement, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5998

北海道上川総合振興局告示第64号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月17日

北海道上川総合振興局長 渡辺明彦

1 落札に係る物品等の名称 (1月当たりの単価及び1枚当たりの単価) 及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 (点検、調整及び消耗品 (用紙及びステープル針を除く。)) の供給を含む。) 一式

(2) 調達台数及び調達数量 1台及び1月当たり モノクロ 16,100枚
カラー 6,500枚

2 落札を決定した日

平成29年3月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 リコージャパン株式会社

(2) 住所 東京都港区芝3-8-2

4 落札金額

基本料金			8,400円
複写料金	モノクロ	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 0.7円
		1,000枚から5,000枚まで	1枚当たり 0.7円
		5,001枚以上	1枚当たり 0.7円
複写料金	カラー	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 4.8円
		1,001枚から3,000枚まで	1枚当たり 4.8円
		3,001枚以上	1枚当たり 4.7円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年2月7日付け北海道上川総合振興局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局産業振興部林務課

(2) 所在地 旭川市永山6条丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月17日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎一

1 落札に係る物品等の名称 (1月当たりの単価) 及び数量

(1) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式

(2) 乗用自動車の賃貸借 2台分 一式

- 2 落札者を決定した日
平成29年2月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏名 トヨタカローラ北見株式会社
イ 住所 北見市西富町2丁目19番7号
- (2)ア 氏名 北見三菱販売自動車株式会社
イ 住所 北見市本町5丁目10番25号
- 4 落札金額
- (1) 31,860円
(2) 57,888円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月24日付け北海道オホーツク総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

- イ 住所 東京都港区港南2丁目15番3号
- (2) 1の(3)から(5)まで
- ア 氏名 株式会社J E C C
イ 住所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 落札金額
- (1) 531,036円
(2) 732,186円
(3) 508,680円
(4) 619,488円
(5) 272,808円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月6日付け北海道教育庁石狩教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月17日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- (1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Aブロック）126台 一式
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Bブロック）172台 一式
(3) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Cブロック）126台 一式
(4) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Dブロック）127台 一式
(5) 北海道大麻高等学校CALLシステムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
ア 氏名 N E C キャピタルソリューション株式会社

北海道教育庁後志教育局告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月17日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
- 平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成29年3月17日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する電力需給契約
- (2) 資 格 後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者
 - (ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者
 - (イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者
 - イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者
 - (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
 - (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）
- ## 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年3月17日（金）から同年4月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午後1時まで）の間に行わなければならない。
 - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
 - (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ## 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- ## 5 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所 在 地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁後志教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月17日

北海道教育庁後志教育局長 武田 信吾

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 後志管内道立学校で使用する電力
 - ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 16校17か所 合計 1,372 kW
 - イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 16校17か所 合計 3,474,876 kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁後志教育局告示第23号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎 3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成29年4月28日（金）午前10時（送付による場合は、同月27日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
 - (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
 - (2) 契約に関する事務を担当する組織
 - ア 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 - ウ 電 話 番 号 0136-23-1979
- 10 Summary
 - A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in shiribeshi Prefectural School
 - a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,372 kW
 - b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,474,876 kWh
 - B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 28, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 27, 2017)
 - C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁上川教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成29年3月17日

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
 - (1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 126台 一式
 - (2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年2月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社岩崎
 - (2) 住 所 札幌市中央区北4条東2丁目1番地
- 4 落札金額
 - (1) 393,444円
 - (2) 158,652円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月13日付け北海道教育庁上川教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第2号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月17日

北海道監査委員 内 海 英 徳
 北海道監査委員 小 林 郁 子
 北海道監査委員 東 陽 一
 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

第5条第2項の表調査員の項の次に次のように加える。

専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
------	--

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月17日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1339

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「感染症及び」の次に「同条第5項第7号に規定する鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザに限る。以下同じ。）並びに」を加える。

別表汚染又は汚染のおそれのある物件の処理又は消毒の項中「及び」の次に「同条第5項第7号に規定する鳥インフルエンザ並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成28年12月16日から適用する。

第27条第1号中「第36条の4第2項」を「第36条の5第2項」に改め、同条第2号中「捜査」を「取締り」に改め、同条第3号を削る。

第28条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第37条の6第3項に次の1号を加える。

(4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(北海道警察署協議会規則の一部改正)

2 北海道警察署協議会規則（平成13年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表札幌方面栗山警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表札幌方面夕張警察署協議会の項及び札幌方面三笠警察署協議会の項を削り、同表旭川方面深川警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表旭川方面沼田警察署協議会の項を削る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第146号

平成28年2月に策定した警察署の再編整備に係る計画に基づき、平成29年4月1日に、次表の左欄に掲げる警察署にそれぞれ当該中欄及び右欄に定める分庁舎を設置する。

平成29年3月17日

北海道警察本部長 北 村 博 文

警察署	分庁舎の名称	分庁舎の位置
-----	--------	--------

札幌方面岩見沢警察署	三笠警察庁舎	三笠市幸町4番地
------------	--------	----------

札幌方面栗山警察署	夕張警察庁舎	夕張市旭町4番地
-----------	--------	----------

旭川方面深川警察署	沼田警察庁舎	雨竜郡沼田町北1条6丁目1番2号
-----------	--------	------------------

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月17日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第3号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに関すること。

第18条の2第5号を削る。

第19条の3中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第22条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 高速道路交通警察隊の運用に関すること。

第23条中「及び高速道路交通警察隊」を削り、「総合運用」を「運用」に改める。

第26条第3号及び第5号、第26条の2第2号並びに第26条の3第2号中「捜査」を「取締り」に改める。